

令和 7 年度被扶養者資格確認調査の要領

1. 調査の目的等

地方公務員等共済組合法施行規程第 9 7 条の規定に基づき、被扶養者が主として組合員の収入により生計を維持しているかどうかを確認し、適正な資格管理を行うことを目的としています。

なお、提出期限までに必要書類の提出がない場合は、その組合員被扶養者証（資格確認書）は無効とし、令和 6 年 7 月 1 日に遡って被扶養者の資格を取り消す場合があります。

2. 調査対象者

令和 7 年 4 月 1 日時点の年齢が満 1 8 歳以上である被扶養者

※ 被扶養者の認定日が令和 7 年 4 月 1 日以降の被扶養者は除きます。ただし、他の所属所からの内部転入者は調査の対象となります。

3. 調査対象期間

令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 3 0 日の 1 年間

4. 提出書類

○ 被扶養者申告書〔扶養調査用〕（以下「申告書」という。）

○ 添付書類（申告書の裏面に記載していますのでご確認ください。）

※ 共済組合所定の様式「雇用証明書(扶養調査用)」及び「確約書(扶養調査用)」は、共済組合ホームページからダウンロードしてください。

5. 共済組合から所属所への申告書送付日

令和 7 年 7 月 4 日(金)

＜申告書の出力順について＞

申告書は、共済組合に部課署コードを届出がある所属所については、部課署コード・組合員証番号順に、部課署コードの届出がない所属所については、組合員証番号順に出力しています。

※ 企業コードを設定している所属所については、企業コードごとの出力順になります。

＜被扶養者資格調査表整理簿について＞

申告書と併せて、被扶養者資格調査表整理簿を送付しますので、提出書類の受付事務等に活用ください。

＜申告書等の取扱いについて＞

申告書には個人情報に記載されていますので、お取り扱いには十分配慮いただきますようお願いいたします。

6. 組合員から所属所への申告書等提出期限

令和 7 年 8 月 15 日(金)

申告書配付時には、申告書表面⑩欄に組合員が調査対象者を「**扶養しなければならない理由**」を必ず記入いただくよう周知願います。

7. 提出書類の留意事項

(1)最新の「所得証明書」について

- ① 市区町村長の証明があり、かつ、**令和6年分の収入金額の記載**があるものを提出してください（証明書の名称は問いません。）。
 - ② 同一世帯に属する複数の親族の証明が必要な場合、該当親族全員分が一括で証明してあるものでも構いません。
 - ③ 被扶養者の「所得証明書」は、別途、共済組合所定の様式「**同意書（扶養調査用）**」(※)に被扶養者が**署名し**提出することにより省略することができます。
- ※「同意書（扶養調査用）」は、共済組合ホームページからダウンロードしてください。なお、「同意書（新規認定用）」は使用しないでください。

＜お願い＞ 添付書類（所得情報・年金情報）の提出について

調査対象者の所得情報・年金情報については、「**同意書（扶養調査用）**」を提出いただくことにより、共済組合が個人番号を基に調査対象者の居住地の行政機関へ情報照会を行い、取得することで「所得証明書」及び「最新の年金額が確認できる書類」の提出は省略可能としていますが、地方公務員等共済組合法の適用拡大に伴い、調査対象者数が膨大であるため、前記情報の取得作業に相当な時間を要します。

また、共済組合で前記情報を取得した結果、認定基準額を超えていたため、不認定となる事例が多数発生しています。

つきましては、短期間で認定審査を終了し、不認定となった場合の遡及期間を短縮させるため、「所得証明書」及び「最新の年金額が確認できる書類」については、各自において提出のご協力をお願いします。

- ④ 学生（定時制・通信制・夜間課程の学生を除く。以下同じ。）については、**令和7年4月以後に交付された「在学証明書」**の提出を条件として、「所得証明書」の提出を省略することができます。

また、「在学証明書」の提出については、修学貸付において**令和7年4月以後に交付された「在学証明書」**を提出している場合は省略できます。

ただし、学生であっても被扶養者の資格要件に該当しなくなったときは、認定取消となります。

(2)組合員又は被扶養者に配偶者がある場合の収入金額の確認書類について

夫婦共同扶養の原則・夫婦相互扶助の原則（別紙「**被扶養者認定基準の概要**」参照）に該当する場合は、組合員夫婦又は認定対象者夫婦の収入金額が確認できる書類（「所得証明書」または「**最新の市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（写）**」）を提出してください。

なお、上記当該者に事業収入（農業等）がある場合は、必ず「**最新の確定申告書（写）**」及び**収支内訳書（写）**」を併せて提出してください。

(3)別居者への金銭援助の確認書類について

別居者（配偶者を除く。）については金銭援助の確認をしますので、預貯金通帳（写）、振込領収書（写）、カード利用明細（写）等、調査対象者への送金事実が確認できる書類を提出してください。

なお、学生については、**令和7年4月以後に交付された「在学証明書」**の提出を条件として、送金事実が確認できる書類の提出を省略することができます。

また、調査対象期間の当初は学生であった者が、卒業等により学生でなくなったときは、学生でなくなった日以後の期間について金銭援助の確認を行います。
1ヶ月当たりの最低援助額は次のとおりです。

別居の認定対象者の前年収入年額 × 50% ÷ 12ヶ月【千円未満切捨】
※この算定で計算した金額が 25,000 円 に満たない場合（前年収入年額がない場合を含む。）は 25,000 円

- ★ 別居者が複数人の場合は、各別居者に対する金銭援助額の確認をします。
- ★ 金銭援助不足の場合は、最低でも1四半期間は認定取消となります。

(4) 給与収入がある場合の確認書類について

給与収入がある場合には、共済組合所定の様式「雇用証明書（扶養調査用）」（※）を必ずご使用ください。

※「雇用証明書（扶養調査用）」は、共済組合ホームページからダウンロードしてください。

(5) 雇用保険を受給しない者について

雇用保険の被保険者であった者が離職後にハローワークで求職の申込みをしなかったときは、申告書「⑥雇用保険受給の有無」欄の「無」に○を付し、「離職票」（写）又は事業者発行の「退職証明書」及び共済組合所定の様式「確約書（扶養調査用）」（※）を提出してください。

※「確約書（扶養調査用）」は、共済組合ホームページからダウンロードしてください。

(6) 公的年金受給者の年金額の確認書類について

公的年金（別紙「被扶養者認定基準の概要」参照）を受給している場合は、当該年金の「最新の年金額が確認できる書類」（個人年金、企業年金等除く。）の提出は省略できます。

ただし、年金額の基準額超過等による被扶養者認定取消の際は、「年金決定（改定）通知書」等の発行日が取消日となりますので、従来どおり添付書類の提出をお願いします。

8. 申告書記載内容の確認等について

(1) 記入もれの確認について

申告書の配偶者の有無・住所・氏名などに漏れがないかご確認ください。

なお、組合員本人が誤って記入した場合は、朱書きにて訂正をお願いします。

(2) 扶養手当の有無について

申告書表面⑧欄の「扶養手当の有無」は、共済組合事務担当者の方がいずれかに必ず○を付してください。

(3) 提出書類の確認について

共済組合へ提出される際には、申告書の裏面に記載の【提出書類】に該当する確認書類が必要になりますので、添付漏れがないようご確認のうえ、提出をお願いします。

9. 所属所から共済組合への申告書等提出期限及び提出時の留意事項

令和 7 年 8 月 25 日(月)

＜共済組合提出時の留意事項＞

- 申告書が完備されたものについては、随時ご提出いただいて構いません。
- 申告書を提出する際は、可能な限り組合員証番号順に並べて提出をお願いします。
- 被扶養者の認定取消として提出する申告書については、継続認定として提出する申告書とは区別して提出をお願いします。
- 例年、調査対象期間中に収入がある場合の添付書類に不備がある事例が多く見受けられますので、ご確認のうえ提出をお願いします。

10. 「認定取消」の取扱いについて

被扶養者資格確認調査において、提出した申告書により平均収入月額が認定基準額を超えていたことが確認された被扶養者については、別紙「被扶養者認定基準の概要」の表5「認定取消期間一覧表」に掲げる認定取消期間に限り認定取消とし、その他の期間は継続認定として取り扱います。

また、雇用保険の基本手当等を受給し、日額が認定基準額を超えているために認定取消となる場合も、当該申告書を提出することで手続きできますが、その後の受給期間終了による再認定の申請については、通常の「被扶養者申告書」を改めて提出いただくこととなります。

認定取消の要件に該当する調査対象者がいる場合は、申告書表面⑨欄の「被扶養者要件を欠くに至った日及びその理由」欄を必ずご記入ください。

また、申告書表面⑪欄について、認定取消の要件に該当する調査対象者がいる場合は、必ず所属所長の証明をしていただきますようお願いします（認定取消の要件に該当しない場合は所属所長の証明は不要です。）。

「令和 7 年度被扶養者資格確認調査の要領」及び「被扶養者認定基準の概要」については、共済組合のホームページ『共済組合からのお知らせ』からもご覧いただけます。

＜「年収の壁・支援強化パッケージ」の対象となる収入増加の取扱いについて＞

令和５年９月２７日に全世代型社会保障構築本部において決定された「年収の壁・支援強化パッケージ」の中のひとつとして、１３０万円の壁への対応が示されており、当組合においても同様の取扱いとすることをお知らせしています。（令和５年１１月１７日付け事務連絡及び令和６年３月１３日付け事務連絡参照）

これにより、下記の理由により収入が一時的に上がり認定基準額を超えた場合であっても、当該期間については、引き続き扶養認定することが可能となります（注１）ので、該当する場合には「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書（共済組合ホームページからダウンロードしてください。）」を提出してください（注２）。

＜一時的な収入増加と認められる主なケース＞

- ・当該事業所の他の従業員が休職・退職したことにより、当該労働者の業務量が増加した場合
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加した場合
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加した場合

＜一時的な収入増加と認められない主なケース＞

- ・基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合
- ・労働契約における所定労働時間・日数が増加した場合

（注１） あくまでも「一時的な業務量の増加」であることが前提で、雇用契約などに基つき、共済組合で判断を行います。

（注２） 証明書の【被扶養者を雇う事業主の記載欄】中の「人手不足による労働時間延長等が行われた期間」については、調査対象期間内（令和６年７月１日～令和７年６月３０日）での証明を受けてください。